

# 概算数量発注方式（試行）実施要領

制定 令和6年3月29日 5建総技第411号

## 1 目的

概算数量発注方式（試行）（以下、本試行という。）は、積算業務の簡素化を図ることによる受発注者双方の積算業務の負担軽減や、業務の円滑な積算と執行を促進することを目的とする。

本要領は、本試行における積算の考え方等について定めたものである。

## 2 定義

用語については、以下のとおり定義する。

- (1) 概算数量発注方式とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、工事現場での取合い等を精査の上、設計数量の確定を行い、契約変更を行うものをいう。
- (2) 「概算数量」とは、次に示すいずれかの方法で算出された設計数量をいう。
  - ア 平面図や標準横断図等から数量を示し、これにより算出した設計数量
  - イ 詳細設計業務の成果によらず算出した設計数量

## 3 本試行の適用範囲

- (1) 東京都建設局が施行する土木工事
- (2) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事（舗装工、排水工、区画線工、防護柵工、浚渫工等）なお、複雑な構造計算及び工法の比較検討等を必要とする工事には適用しない。
- (3) 予定価格が2億5千万円未満の工事

## 4 積算

- (1) 数量  
数量は、標準断面図において幅、長さ、断面積等の数値を示し延長を乗じて算出した数量を基本とする。各工種の数量は目的物を構築するために必要な土工、運搬工などの工種を含む全ての工種を計上するものとする。
- (2) 積算  
工種毎の延長、面積、構造等を概算数量で算出したものについて、工種毎に積算していくこととする。これは、従来の積算する方法と変わりはない。

## 5 発注図書

- (1) 当初設計書
  - ① 当初設計書  
概算数量発注方式は当初設計時の数量を「概算数量」とするが、施工に必要な起終点等の工事範囲や内訳を図面、設計書に明示することは、従来の発注方式と変わるものではない。
  - ② 設計変更資料作成費

設計変更に必要な資料作成費を「設計変更資料作成費」とし、原則、設計変更資料を作成するための費用を「技術管理費」に別途計上すること。

(2) 設計図面

設計図面には、既存の資料として存在する図面や道路台帳等を用いるものとし、各工種の数量の後ろに**(概算数量)**と記載する。

また、図面に以下を記載する。

本図面においての数量は、概算数量発注方式（試行）に基づき算出した概算数量である。

(3) 工期

ア 工期の算定は概算数量により想定される施工日数もとに、適切に計上する。

イ 工期の算定にあたり、標準工期に加え設計変更資料作成の期間として15日を標準として見込むことが出来る。

(4) 起工書への記載

起工書の「その他」に「概算数量発注方式（試行）工事」であることを記載。

(5) 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

- ・本工事は、「概算数量発注方式（試行）」工事である。

(6) 特記仕様書

特記仕様書には、以下の内容を記載する。

項 目	特 記 仕 様 書 の 記 載 例
概算数量発注方式（試行）	<p>(1) 概算数量発注方式（試行）</p> <p>ア 本工事は、概算数量発注方式の試行対象案件である。</p> <p>イ 試行は、「概算数量発注方式（試行）実施要領」に基づき行う。          なお、試行実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できる。  <a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html</a></p> <p>(2) 数量について</p> <p>ア 本工事は、平面図や標準横断図等から数量を算出した概算数量により積算したものである。</p> <p>イ 設計図面は、各工種の数量の後ろに（概算数量）と記載している。</p> <p>(3) 契約後数量について</p> <p>ア 契約後においては、受注者が現地調査、測量等を行い、数量を確定すること。なお、数量確定の作成費用については、「設計変更資料作成費」に計上されている。</p> <p>(4) 設計変更について</p> <p>ア 設計変更は、工事請負契約設計変更ガイドラインに基づき行う。</p>

6 施工及び設計・契約変更

設計変更にあたり、契約後に、受注者が現地調査、測量等を行い、数量を確定し、設計変更を次のとおり行うものとする。

- (1) 設計変更は、工事請負契約設計変更ガイドラインに基づき行う。

(2) 変更理由は「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」とする。

(3) 施工は、事前に受注者が現地調査、測量等を行い数量が確定後、工事請負契約設計変更ガイドラインに基づき手続きが完了後、施工すること。（「7 手続きのフロー」を参照）。

なお、数量確定の作成費用については、当初設計の「設計変更資料作成費」に原則計上されている。

## 7 手続きのフロー

本試行による設計積算及び工事施行に伴う一連の手続きについて、以下のとおりフローに示す。

